

平成24年度 第4回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時 : 平成24年8月28日(火) 10時開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎 12階 5号会議室

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第七次札幌市環境影響評価審議会委員

村尾 直人 北海道大学大学院工学研究院 准教授
佐藤 哲身 北海学園大学工学部建築学科 教授
赤松 里香 特定非営利活動法人EnVision環境保全事務所 理事長
早矢仕 有子 札幌大学 法学部 教授
西川 洋子 (地独)北海道立総合研究機構 環境科学研究センター 研究主幹
宮木 雅美 酪農学園大学 農食環境学群 教授
吉田 恵介 札幌市立大学大学院 デザイン研究科 教授
半澤 久 北海道工業大学空間創造学部建築学科 教授
遠井 朗子 酪農学園大学 農食環境学群 教授

計 9名

(2) 事務局

札幌市環境管理担当部長 木田 潔
札幌市環境共生推進担当課長 大江 節雄
札幌市環境影響評価担当係長 宮下 幸光

2 報道機関

北海道通信社

1. 開 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） おはようございます。

赤松委員がまだ見えていないのですが、帯広から駆けつけていただけるということで、少しおくれるというご連絡をいただいております。今、8名になっております。

定刻より若干早いのですが、おそろいになりましたので、第4回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

現在、出席委員が8名ということで、過半数を超えておりますので、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項に基づき、この会議が成立していることをご報告いたします。

私は、本日の司会をさせていただきます環境共生推進担当課長の大江です。よろしくお願いいたします。

2. 開会あいさつ

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 開会に当たりまして、環境管理担当部長の木田より、一言、ごあいさつを申し上げます。

○木田環境管理担当部長 おはようございます。

環境管理担当部長の木田でございます。

本日は、第4回目の環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

本日は、ご多忙中のところ、また、8月の終わりにもかかわらず大変お暑いところをお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、7月2日の審議会に引き続きまして、環境影響評価条例改正のあり方について、ご審議をいただきたいと思っております。

昨年11月に諮問させていただいて以来、今回で5回目のご審議ということになります。今まで、方法書における住民説明会の必要性、あるいは、審議会の関与に関する事項、インターネットを活用したアセス図書の電子縦覧に関する事項、また、風力発電事業の追加、それから事後調査におけるコミュニケーションのあり方など、多岐にわたってご審議いただいたところでございます。

今回は、前回からの継続となっております風力発電や事後調査報告に関する事項をご審議いただきますほか、このたびの法改正で、来年4月1日に施行される予定でございます配慮書手続に関しまして、本市の条例の導入の是非に向けたご審議をいただく前に、その内容について、事務局から若干ご説明させていただきたいと考えております。

皆様には、いつものことですが、専門的な見地からのご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎資料の確認等

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 議事に入る前に、お手元の資料の確認をさせて

いただきたいと思います。

まず、一番上が次第と、その裏面が座席表になっております。資料1として、前回審議会における委員からのご意見、ご質問の概要についてということで、まずは風力発電について、同じく資料2-1は、事後調査についてのご意見、ご質問についてというものです。それから、資料2-2は、前回お配りしたものと同じですが、事後調査についての資料になっております。最後に、資料3ですが、配慮書手続についてというものです。以上でございます。不足している資料等はございませんでしょうか。

3. 議 事

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

これからの進行は、佐藤会長にお願いしたいと存じます。

よろしく願いいたします

○佐藤会長 では、早速、議事に入りたいと思います。

議事の一つ目ですけれども、風力発電施設の追加に関する事項です。過去2回ほど議論しましたが、これに関しては対象事業に加えるということで皆さんのお考えは一致したというふうに思っております。ただし、その際に、幾つか質問や意見が出されましたので、ここで一たん確認してみたいと思います。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、資料1をごらんください。

こちらの資料は、前回の審議会で作された風力発電に関する意見や質問、それに対する事務局からの説明を記載させていただいております。

最初に、村尾副会長と吉田委員からの意見ということで、風力発電に関して、現行の区域を区別する第1種、第2種というのが適当なのかどうか、区別をなくするという考え方もあるのではないかというご意見でございました。

これにつきましては、風力発電事業について一つ問題となりますバードストライクの面からは、早矢仕委員から、札幌市内において、今のところ情報不足で、特に注意すべき地域があるかどうか不明であるというような意見をいただいております。それから、景観についての影響を考慮して、ご指摘がありましたとおり、現状では、特定地域とそれ以外の地域を区別するという理由はないのではないかと考えているところです。

次に、遠井委員からのご質問ですが、一つ目は、規模要件と閾値、すなわち下限をどう考えるかという質問です。二つ目は、アセスが開始された場合の考慮要件についての質問でございます。

まず、一つ目の規模要件と閾値についてです。

法においては、総出力を規模要件の指標としております。条例においても同様としたいと考えております。国が総出力を指標とした理由は、資料に記載しておりますが、一つ目

には、騒音、低周波音や動植物に関する苦情の発生割合が、総出力または基数が大きくなるほど高くなっているということです。二つ目に、総出力と基数とはおおむね比例関係にあり、いずれかを指標とすることで、もう一方の指標を代替することが可能であるということです。風力発電以外の発電所についても、総出力を指標としているということです。

以上から、国は、総出力を指標とすることが適当としております。

次に、閾値の考え方についてです。早矢仕委員からのご指摘のように、バードストライクに関しては、必ずしも出力とは関係がなくて、規模が小さくても環境に大きな影響を与えるおそれがあるということです。それから、風車による騒音、低周波音の問題についてです。これは、健康影響との因果関係がまだ明らかになっていないというようなこともありますので、閾値に関しては、地域に関係なく小さく設定するべきではないかと考えております。

二つ目の質問のアセスが開始された場合の規模要件についてという部分です。具体的な評価項目の選定や、環境影響評価の手法は、法対象事業については発電所アセス省令で決められています。それから、条例対象事業については技術指針で示されていて、事業者はこれらを基本として、関連する手引や最新の知見を踏まえたりして、また、専門家から助言を受けるなどして環境影響評価を行うということになります。

続きまして、裏面の2ページ目、遠井委員からの質問です。国の指針は、どういう環境配慮の項目を含めているのか、それは十分なのかというご質問でございます。

ここで言う国の指針としては、まず、環境省が平成23年1月に策定した、鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引きというものがございます。これは、バードストライク対策についての手引きですが、この中でさまざまな調査手法や解析手法等が示されております。主な参考とすべき事項は、資料に記載したとおりですが、例えば、鳥類の保護上、重要な地域や渡りの経路、衝突リスクの高い地形条件、衝突リスク評価のための調査方法、衝突リスク解析、保全措置として、風車の配列や羽の色、ライトアップ、弾力的運用管理、それから事後調査方法といった事項が取り上げられているものでございます。

また、騒音、低周波音に関しては、環境省が平成24年5月に公表した平成23年度風力発電施設の騒音、低周波音に関する検討調査業務報告書、景観に関しては、自然公園法上の許可の際の技術的ガイドラインとして、環境省が取りまとめた風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインなどというものがあまして、これらを参考に事業者が詳細な調査、予測評価を行うということが記載されているところです。

次に、それは十分なのかというご質問です。

それについては、例えば、先ほどのバードストライクに関する手引きの使い方の説明の中で、このように書かれております。この手引きですべての案件に対応できるわけではなく、最新の知見を踏まえて柔軟に対応を検討していく必要があること、調査や影響評価等の検討に当たっては、専門家の指導、助言を仰ぐことが涵養であるというような記載がされてあります。これで十分とはもちろん言えませんが、最新の知見や専門家の指導を受けて、できる限りの対応をしていくべきという考え方になろうかと思っております。

最後に、遠井委員の質問です。風力発電に関し、さまざまな環境に対する影響を配慮するのは、札幌市のバードストライクに関する指針で検討の余地があるのかというご質問でした。

これにつきましては、ここで言うバードストライクに関する指針というのは、条例対象以下の小規模な事業の環境配慮のための指針と考えますが、改正条例におきましては、より小規模な事業から対象とするということで、小規模な事業への環境配慮に対応したいというふうを考えております。

前回の審議会における意見、質問に関する事務局からの説明は以上ですが、風力発電事業に関して、条例の取り扱いについての考え方をまとめますと、まず1点目として、風力発電は条例対象事業に追加する。2点目として、1種、2種の区別をなくして、地域に関係なく一定規模以上のものを対象とする。3点目として、総出力を規模要件の指標とする。4点目として、閾値については、できるだけ小さく設定をするということです。閾値については、他都市の設定状況なども参考としながら、今日ここで決めるということではなくて、事務局でまた検討しまして、今後の審議会答申の中間報告の案中で提示したいと考えているところでございます。

私からの説明は以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、今の説明に対して意見や質問があればお願いいたします。

○遠井委員 1点、確認だけなのですが、1ページ目は、アセスをするか、しないかの規模要件、あるいは、ここはスクリーニングに関する基準だと思うのですがけれども、2ページ目の手引きとかガイドライン、報告書等々というのは、アセスが実際に実施される時の方法に関する指針ということでよろしいですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） スクリーニングというか、対象とするかどうかは、あくまで規模要件、ここで言う総出力ですが、それで対象にするかどうかということ判断した上で、実際に対象になったときには、例えば、発電所のアセス省令や、さらに細かいところはいろいろな指針を参考に、環境に配慮すべき事項についての具体的な予測評価なり保全措置を検討するという流れになると思います。

○遠井委員 かつ、それは重要なのかというところで、最新の知見を踏まえて柔軟に対応ということなので、方法に関しても、その都度、順応的に変えていく余地はあるということですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） その都度、新しい知見といいますか、現在こういう指針等がありますが、それも年数がたてば、古くなってきたり、新しい情報が追加されるということがありますから、できるだけ最新のものを取り入れて予測評価をしていくということは当然必要だろうと思います。

○佐藤会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 特に質問やご意見がないようでしたら、この審議会としてまとめたいと思います。

先ほど事務局からもまとめていただきましたけれども、再度確認いたしますと、一つは、条例の対象事業に追加するという事です。二つ目は第1種、第2種の区別を設けない、三つ目は総出力を規模要件の指標とすると。それから、規模要件の下限はできるだけ小さく設定するという事です。閾値については、今後、他の都市との比較等をしていただいて、事務局から提案していただくということにしたいと思っております。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

次に、前回から審議を始めましたが、事後調査に関する事項についての審議を進めていきたいと思っております。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(大江環境共生推進担当課長) それでは、資料2-1をごらんください。

こちらの資料は、事後調査に関する前回の審議会での意見や質問と、それに対する事務局の説明を記載したものでございます。

最初に遠井委員からのご意見です。

一つ目は、事後調査の終了時期の決め方について、条例は法改正の考え方と整合性はとれているのかというご質問でございました。

これにつきましては、条例では準備書段階で、事後調査計画の審査というのを行っておりますので、意見書で調査の終了時期について、専門家の意見を聞きながら、適宜、見直しを行うことというような意見を述べることも可能ですし、現行の制度においても柔軟な対応が可能と考えております。法との整合性もとれていると考えているところでございます。

二つ目は、客観的かつ科学的検討をどのように担保するのかというご質問でございました。これにつきましては、ご指摘のとおり、事後調査報告書に対する審議会関与の手続というものが現行はございませんので、客観的かつ科学的な検討が行われないということが一つ課題になっていると考えております。

これについて、審議会関与の手続を追加するという事で、指摘のような対応は可能になるのではないかと考えております。

次に、佐藤会長からの意見でしたが、現行では、事後調査を行うにはハードルがかなり高いと感じている。例えば、交通騒音の予測など、交通量の推測は相当不確定なものを含んでいるので、目標値よりもちゃんと下がっているのかどうか、簡単なことでも構わないので、事業者にきちんと確認してもらうような規定はできないのかというご質問でございます。

また、吉田委員からも、アセスにおいては予測が外れることもあるので、事後評価をすることは重要と考えるという意見をいただいております。

これにつきましては、これまで、事後調査については、すべての項目について一律に調査をするということではなくて、項目ごとに、予測の不確実性と影響の重大性に依じて、

実施の必要性を判断してきたところであります。予測が不確実なものについては、従来どおり事後調査の対象とするということは可能ですが、ご意見のありましたいわゆる確認のための事後調査をどのように考えるかという点について、この審議会でご審議いただければと思っています。

次に、2ページ目の村尾副会長からご意見です。事後調査報告書に対して、どのような立場に立つべきかを考える必要があるというご意見をいただいております。また、吉田委員から、事業の運営管理や維持管理の中で、専門家としてアドバイスを言ってもよいと思うというご意見をいただいております。

これにつきましては、事後調査報告書に対する市長意見と審議会関与の手続を追加することで、個々の事例に応じて、科学的見地からの意見やアドバイザー的な言い方、どちらの立場で意見を言うこともできるのではないかと考えております。

次に、遠井委員からの質問ですが、命令までは行かなくても、再調査をすることができるといようなことがあれば、最後のストッパーとして、一つの抑止効果になって、事業の見直しやミチゲーションをやる可能性が開かれることになると思うけれども、現行の条例では再調査をさせることができるのかというご質問です。

これについては、現在、条例にはそのような規定はありませんが、事後調査報告書に対する市長意見と審議会関与の手続を追加することによって、事業者に再調査の実施を促すということは可能と考えます。

なお、詳しくは資料に書いてありますが、条例上、工事着手後の環境保全上の見地からの実態調査や、勧告、公表といった制度などもございます。また、次のページの右上に書いてありますが、評価書の手続終了後、ある期間、着手しないというような事業があったときに、5年を経過して工事に着手しようとするとき、それを着手しようとするときには、環境の状況に変化が生じて、予測評価の前提が崩れる可能性が大きいことから、方法書からの手続の再実施を要請することができるという規定がございます。この際には、審議会の意見を聞かなければならないということになっております。

次に、村尾副会長からの意見ですけれども、追加調査や再調査については、例えば、騒音の予測で交通量が大きく違ってしまった場合や、新たな貴重種が見つかった場合など、条例の中で、こういう項目については再調査があり得るということをきちんと述べておく必要があるのではないかという意見でございます。

これについては、2通りの対応方法があると考えております。一つ目は、指摘のとおり、条例や規則、技術指針などにおいて、あらかじめ追加調査、再調査があることを規定しておくという方法です。この場合は、すべての案件に公平に適用されるという利点がありますが、具体的な条件をどのように設定するかということが一つ課題になると考えております。

二つ目は、現行においても可能な方法ですが、準備書段階で事後調査計画の審査を行う際に、事業の種類や立地条件などの特性を勘案して、追加調査や再調査が必要となる可能

性がある場合は、その旨を市長意見で述べておくという方法であります。この場合は、あらかじめケースを特定しないということですので、柔軟な運用が可能な利点があるかと思えます。再調査があるということを行う方法について、どのような方法がいいのかについてもご審議をいただきたいと思っております。

最後に、吉田委員からの意見ですが、事後調査結果書について、事業者は結果を報告するのみで、当初の環境保全の目標の達成状況の報告を審議会としては期待するわけですが、その見方とずれがあるということで、一方通行のやりとりにならないような工夫が必要ではないかというご意見でした。

これについては、現行では、事後調査報告書においては、調査結果に対する評価を記載することになっていないことになっておりますので、評価を記載する旨の規定について一つ検討してみたいと思っております。

また、事業者見解書の作成や、審議会関与の手続を追加することによって、一方通行のやりとりも改善する一つの方法になるのではないかとこのように考えてございます。

説明は以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

この件に関しましては、資料2-2の4ページの上に4というのがありますが、現行の市条例における課題ということで、（検討項目）というのがありまして、これに沿っていろいろご意見をいただきたいと思っております。

とりあえず、今のご説明に対して質問があればお願いしたいと思います。

○早矢仕委員 前回休んでしまって、理解がおくれている申しわけないのですが、1点教えていただきたいのです。

自明のことだったら申しわけないのですが、市長意見と審議会の関与というのは、検討項目でも別立てになっているのですね。審議会の関与というのは、審議会が市長に準備書の段階と同じように答申するという形での関与が考えられると思うのですが、そういった別の関与も考えるということになるのですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 方法書や準備書段階で、審議会に審議をいただいて答申をいただくのと内容と同様のやり方での関与を想定しております。

○早矢仕委員 では、資料2-2の4にあるような③と④というのは、基本的には一体化したものと考えてよろしいですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） そういう形になると思います。

○遠井委員 確認か質問かわからないのですが、現行、事後調査の一方通行制をやめて、なるべくコミュニケーションしましょうということであれば、結果に対して文書で返すというだけではなく、審議会に事業者が出席して、その場で口頭でやりとりをするということも非常に大事だろうと思えます。

今の事後的な審議会関与という場合は、事業者の出席は要請なのか、任意なのか、どうなのですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 現在の方法書や準備書段階での事業者の出席は任意です。身近なところでは、滝野霊園の関係の事後調査、これ自体が任意でやっただけしているものですが、その出席は任意という形になっております。ですから、手続自体はコミュニケーションのための大きなツールという形ですから、審議会の場に事業者に出席していただいて、その場で直接やりとりをするという形がいいのかどうか、その辺はいろいろな議論があるところかもしれません。それについても、最後の方でそういったことについての意見などいただければ、今後のやり方の参考にしたいと思います。

○遠井委員 確認ですが、条例の改正によって、事後調査に審議会が関与するというところで、事後調査での審議会の開催は法的根拠ができるけれども、審議会への事業者の出席要件をどうするかというところは、今のところは未定ということですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 補足で説明させていただきます。

今、大江課長からありました事業者の審議会への出席については、以前にお配りした審議会の第5条の中に、審議会に、事業者その他に出席を求めて意見もしくは説明を聞き、または資料の提出を求めることができるという規定が審議会規則の中にあります。条例自体の中には、第3条に市等の責務というものがありまして、第3条第1項は市の責務、第2条は事業者の責務、第3項は市民の責務について規定されています。第2項の事業者の責務というところは、出席しなければならないというような規定ではなく、条例に定められた手続を誠実に実施しなさいという規定があります。環境の負荷をできるだけ回避、低減するように努めるという規定はありますが、審議会の求めに応じて必ず出席する義務があるという規定は、条例ではございません。あくまでも任意という形になっております。

○遠井委員 逆に、求めることが越権的な行為であるということもないということですね。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） できる規定ですので、審議会が必要と判断されれば、出席をお願いします、追加資料を提出してくださいということです。

滝野の場合は事業者自ら報告すると言っているのですが、逆の面から考えれば、出席してくださいと暗に言っているのに応えてくれているということです。それから、希少種等の追加資料については公表されていません。これは、委員の皆さんだけへ追加資料として提供していただくようお願いしているもので、事業者はそれには応じてくれています。

○佐藤会長 それでは、今のようなことについても後から皆さんの意見をお伺いしたいと思います。資料2-1で、前回のご意見に対しての事務局からの説明がありましたけれども、この内容も含めて、先ほど言いましたように、資料2-2の最後のページの検討項目というところに沿って話を進めたいと思います。その都度、資料2-1と関連のあるところをご意見を述べていただきたいというふうに思います。

事後調査の判断基準等についてというところですが、その前のページ、資料2-2の3ページに4というのがありますけれども、ここで、札幌市の現在の条例における判断基準が1、2、3、4、それから、他の都市に関しては、5番のところはどういうものがある

かという例が載せられております。ご意見を聞きながら、これをどうするかということを決めていきたいと思っております。

1、2、3、4に関しましては、特に問題ないといえますか、これまでもこれで行ってきたものですから、議論としては、これに何かさらに追加すべきことがあるかどうかということになると思います。

ご意見をお伺いしたいと思います。

例えば、資料2-1の2番目のところで、前回質問しましたが、確認ということだけでもいいのだけれどもということがあった場合、しかも騒音だけのものであるということもまだ十分に考えられるのですが、そういったことを、さらに簡単にこれとは別に扱っていいものかといったこともあると思います。

騒音に関しては、交通量の予測が余り当たらないという前提に立ちますと、毎回、一つ目の不確実性にかかわってきてしまうということがあると思うのですが、そういうことであれば、よほど安全な場合は別として、かなり外れる可能性もあるなどというときには、事後調査の判断基準で判断してしまう、その中に組み込んでしまうということもあり得るということにもなります。

そのほかの分野は、私もよくわからないところがたくさんありますので、ご専門の立場から、ほかに追加すべきことがあるということであればご意見をお伺いしたいと思います。

○宮木委員 滝野の事業の場合でも、事後調査をされて、移植の関係とか、営巣木の選定管理などがあつたのですけれども、判断する期間としては短いという印象がすごくあつたと思います。事後調査というよりは、平常的な開発をして、運営しているときの日常的なモニタリングというのは、こういう大きな事業では必ず必要だと思うのです。

資料2-1の2ページ目の右下に、必要だと認められている場合には市職員が実態調査などをするとありますが、ちょっと弱いのではないかという気がします。こういう大きな事業の場合には、ちゃんとしたモニタリングを定期的にやるという保障が必要ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○佐藤会長 長期にわたって事業が完了した後も、引き続き将来にわたってモニタリングをやる必要があるだろうということですね。これはどの範囲に入るのでしょね。例えば、審議会から、評価書をつくる段階からそういうことを言うことができるのかどうかということにかかわってくると思います。

○遠井委員 もしかしたら的外れかもしれないですが、例えばダムとか、一定のものについては、アセスメントではなくて、維持管理の中で常に調査をしていくというのは別立てであると思います。今、アセスメントの委員会の条例でやるのは、基本的にできるまでのアセスメントと、外縁のどこまで及ぶかという話なので、ちょっと別なのかなという気がします。

ただ、そうすると、霊園というのは、将来にわたって維持管理すべき事業なのかというと、通常そうではないと思うので、そういう場合にどうするのかというのが残るのかなと

という気がします。

○西川委員 私も、維持管理の中でモニタリングをすべきものはしておいた方がいいだろうと思いますが、アセスの場合、例えば、植物の移植という場合はすぐに評価できないので、その場合は、5の中に、効果の判明に時間を要する環境保全措置を講ずる場合という項目がありますけれども、この部分に入るのかなと思います。何でもかんでもこれに入れてしまうわけにはいかないとは思いますが、特に植物の移植は、今まで、その後の事後調査がおこなわれたのは、多分、滝野が初めてで、データ自体がないのです。移植のしっ放しで、その後どうなるかということが全然わかっていないので、一つの事業だけではなく、次の事業にも生かしていかなければいけないということも考えると、時間を要するものとして、もう少し長期的に調査をお願いしますという形で扱えないのかなと思います。

○佐藤会長 私の立場から言いますと、ちょっと間違っているかもしれませんが、例えば、騒音の予測をしますね。予測というのは、まだ100%完璧なものではなくて、常にいろいろなデータをもとにして、いろいろな研究者が解析していていますね。それは、別なデータといいますか、アセスなどで確認するのではなくて、オリジナルの研究としてやられて、それで新しい知見が得られれば次のものに生かしていくということですが、そういうことではないでしょうか。直接、このデータを生かしていくというふうにとられると、ちょっと趣旨が違うのではないのかという気がします。

○西川委員 ただ、滝野が非常にいい例だと思うのですが、かなり大きな生育地をごっそり移植しているのです。ですから、1本、2本の移植でどうなるかということは実験的に可能だと思いますが、生育地をそのまま移すというのは、倫理的にも実験で研究者がやるべきことではないと思うのです。

できれば、移植が本当に許される規模のものなのかどうかというところから、方法書の段階で議論すべきで、移植の是非のハードルをまず上げてほしいと考えています。他にどうしようもなく移植が決まった場合には、責任として長期的に見ていくと。そこが本当に成功したのか、失敗したのかという判断は非常に難しいのですが、ある程度の期間を置いて、一回は減ってしまうと思うのですけれども、その後、繁殖が行われて、ある程度増加するのか、少なくとも減少が起きないかどうかだけはせめて見きわめることが必要だと思います。

○佐藤会長 今の件に関して、何かご意見があればお願いいたします。

○遠井委員 私は専門ではないので、ほかの分野でもそういうことがあるのかどうかわかりませんが、結局、それをどういう形で規則に落としていくかと考えた場合、規則の要件というのは、どうしてもこういうふうに抽象的にならざるを得ないと思うのです。今回は、それに当たるかどうか必ず問題になり得ると思います。

できるかどうかは別として、この場合は過去の事例に照らしてやった方がいいねとか、今、西川委員がおっしゃいましたように、こういう場合はこういうことがあった、それは今どういう状況になっているというものに照らしてのみ判断ができるのではないかと思います。

ます。

そうすると、今までアセスが何年か行われてきて、どういう事案があって、どういう成果があるのかということ、今、私たちが知り得るかということ、それは非常に難しいわけで、たまたま自分の任期であった間にあった事例については、それを念頭に話ができますが、通常は、委員も担当も入れかわっていきますので、継続性がないわけです。そうした中でできた知見についてのある程度の積み重ねがあって、それについてアクセスができるような制度があればいいなと思いますが、そういうものの技術的な可能性などはいかがでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 確かに、アセス制度が札幌市で始まってから、多くはないですけれども、いろいろな事例があって、そういった今での記録はすべて残っています。紙でもあるし、データでも残っていると思うので、そういったものを参照することはもちろん可能ですが、どれだけ簡単にそこにアクセスできるかということ、ご指摘があったように、まさに課題だと思っております。どうアクセスできるようにするかというのは、今後の宿題というふうにとらえさせていただきたいと思っております。

札幌市だけの事例ではなくて、全国的にたくさんの事例があるので、そういったものもある程度データベース化されて参照できるようなホームページとか、同じような事例に対して照会して、情報をもろうということも可能だと思います。そういったものについても、参考になる情報をできるだけ提供できるような形でこの審議会の運営をしていきたいと考えております。当然、代がかかわっても、申し送りするような形でやっていきたいと思っております。

○佐藤会長 ここに書いてある1、2、3、4以外にもいろいろなケースが起こり得ると思います。例えば、安易な考え方かもしれませんが、5番目に、その他審議会ないしは市長が必要と認めた場合とか、そういうこともなくはないと思いますが、余りにも漠然とし過ぎていると思いますけれども、何かを加えるとすればこれだということがあれば出していただきたいと思っております。

先ほど、もう一つ、時間を要するという部分が出てまいりましたが、ほかにはないでしょうか。

○半澤委員 私は、地球温暖化というか、CO₂排出に代表されるようなものの担当ということでここに出席していますが、これは、ある意味では非常に簡単であり、ある意味では非常に難しいと思いますけれども、今のエネルギー情勢からすると、たまたま、今ある建物のアセスがここに出てきたときに、CO₂排出原単位を幾らにするのかというのは、エネルギーの諸般の状況によって非常に大きく変わり得るわけです。1割、2割、簡単に変わってしまう可能性があるのですが、判断基準が変わっていくようなものについてどういうフォローをしていくのか。多分、今までもそういうことがあったと思いますが、例えば、方法書などを検討している間に既に何かが変わってしまうとか、オーケーしたものが事業になったときに環境条件が全く変わってしまうということについての事後調査に対しての

態度の考え方を少し明確にしておいた方がいいかと思います。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 具体的な事例として、今まで扱った事例では、予測した条件が大きく変わってしまったという事例はなかったのではないかと思います。アセスの再実施という規定も条例の中にはあるのですけれども、例えば、諸般の事情というか、不可抗力みたいなもので予測した条件が変わったときに、もう一回、やり直しをしなければいけないのかといったことについては、どういう判断をすればいいのかというのは、調べてみないと、この場ではお答えできません。

○半澤委員 今のことは、事後調査に関するものですから、そういう場合は事後調査をきちっとやりなさいと。例えば、CO₂排出原単位などは係数を変えるだけで数値が出るようなものですので、それだけでいいかもしれませんが、ほかのもので非常に重大な調査を要するようなものがあると思いますので、事後調査にその辺のことを少し位置づけていただくことも必要ではないかなと思います。

○遠井委員 仮定の話ですが、今、半澤委員がおっしゃったようなことを、今、技術指針では、生物多様性や生態系とか希少種などは評価の要件に入っているのですけれども、同じ泥炭地であるとか、CO₂の吸収源として評価しようとする。つまり、そこを開発することによって、どれだけCO₂が排出されるのかということも将来的に評価の対象に入れようということになってきた場合は、今おっしゃるようなことも出てくるのではないのかと思うのです。こういったことは、将来的に検討の余地はあるのでしょうか。技術指針自体に、自然とか生態系とか森林とか、今ある生物多様性の価値だけではなく、地球温暖化という観点からの評価も入れていくということは、可能性としてはありますか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 今、建物などからのCO₂の排出に関して予測、評価をすることはありますが、その可能性についてどうかというのは、今、この場でお答えするのは難しいです。札幌市単独でするのは難しいでしょうけれども、アセスの中でそういうような評価をすべきだという必要性、認識が全国的に広がってくれば、具体的にどのような手法があるのか、技術的な問題もあるかもしれませんが、温暖化問題というのは地球環境の大きな問題の一つですから、もし、そういう評価が可能ということであれば、そういう可能性もあるかもしれません。

○吉田委員 今の話の延長ですけれども、事後評価を行う時期のことです。現況では、今、アセスメントをやっている段階で事後評価を予測してやるということで、この四つの項目があると思いますが、今のお話ですと、評価基準が変わるとか、環境条件が変わるとか、それによって事後評価の必要性が出てくることもあると思います。または、アセスメント自体で予測したことが大きく外れたとすると、その後、この場合、この場合と物すごく数が多くなる可能性があります。ですから、どこまで規定するかですけれども、この審議会自体が継続してずっと行えて、委員がかわったとしても、当初に行われたアセスメントがどこかの段階でおかしいのではないかと出てきた段階で、そこで判断する基準がもう一つぐらいあってもいいのではないかと思います。

つまり、予測される事後評価ではなくて、その段階で事後評価するというか、そういう項目をもう一つぐらい入れて、それも事業者の負担になるわけですから、余りかちっと決めないで、やわらかい感じで、向こうと話し合いながらやるということもやらないと、今後の状況の変化に全部対応することはできないのではないかという気がします。

○佐藤会長 予測と大きく違っていたという場合は、役所の方からそういうことを求めるようなことがあるという話でしたね。予測とは全然違ったという場合には、役所の方でさらに何かを求められるようなという話がありました。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 多分、2ページ目の右下の実態調査というところだと思います。実態調査をできる場合が2通りあって、一つは、評価書の中で、関係地域における環境の状況を記載するわけです。予測して、将来、こうなるだろうという環境の状況が記載されています。抽象的な表現ですが、それが実際の環境の状況と異なっていると認められた場合には、どういう実態になっているのかという調査ができるというのが一つです。

それから、事後調査計画書を作成していて、その中で、こういう環境保全措置を実施しますといったことが書いてあったときに、書いてある保全措置がちゃんと実施されていないというときには、実態調査を行えるという規定はございます。これは、あくまでも環境保全上の見地から実態調査ができるということになっております。

○佐藤会長 では、ちょっとニュアンスが違いますね。

○吉田委員 その場合は、いつ、どの段階で、だれが判断するかというのが、どちらかというと、あいまいな可能性も特に高く、だれかが声を上げるまでというときもあると思います。ですから、それを制度として持ってこようと思ったら、何かの形で、5年とか10年とかわからないですが、私の専門の景観の場合は、1年ぐらいやってみればすぐわかるわけです。ただ、生息地の問題や技術革新の問題は結構どんどん変わっていくわけで、ずっと事業者に担保してもらおうというのは難しいことだけれども、ある一定の、何年以内に1回とか、よくわかりませんが、どこかで確認という作業が必要ではないかと思います。確認して、いいのじゃないかというときもあるし、確認して、一緒に相談に乗ってくれませんかと話合う時期があってもいいのではないかなと思います。それを言わないと、今のお話だと、だれも何も言わないで、有名無実という場合も多いと思いますけれども、そうではない場合もそうなるのではないかなと思いました。

○佐藤会長 新たにそういう制度を組み込んでいかがかということですね。それに関してはまた後から議論していただくことにしたいと思います。先ほどから話しています四つに何をプラスすればよいのかということですが、何かございますか。

今のところ、先ほど西川委員からお話が出ましたような、時間を要する環境保全措置を講ずる場合というのはここに入ってという話がありました。ほかに何かありませんか。

○村尾部会長 ここでの議論ですが、最初に大きく分かれるのは、こういった事業をするのであるから、事後報告みたいなものは、いかなるものでも必ず必要であるという考え方

と、条件を決めておいて、こういったものに対して事後調査が必要であるというところが最初の大きな分かれ道になります。今のところ、お話を聞いていると、何らかの条件をつけて、それについてご報告いただければいいというニュアンスの議論だったように聞いております。

そんな中で言うと、①から④もかなり大まかな書き方をされていて、先ほどの移植の話も、下の具体例でいくと④のことを言っているようですので、西川委員がおっしゃったのは、この間あったような期間の問題であったり、あるいは、そもそも論ですね。そういったところをどう考えていくか、また、専門の方に、そもそも移植というのはどういうふうに我々がとらえるものなのか、一度お話しいただきたいと考えています。そうでないと、判断がつかないのです。アセスメントの中の事後調査の期間は、ある程度、限界があるのだろうと思うのです。そういった中で、移植の結果がわからない、あるいは、どれぐらいのものであればよかろうと考えるのか、なかなか難しいということになるのであれば、そもそも移植という手段を私たちの審議会がどうとらえたらいいのかというところを一度話し合っただらいいかと思えます。

そういう点で言うと、すべての項目において事後調査をするか、あるいは、項目を限ってということで皆さんがもしよければ、大体、このいいかげんな①から④で済むのではないかというのが感想です。

もう一つだけ確認しておきたいのですが、先ほどから、事後調査と追加調査、再調査の区別がごっちゃになっているような気がします。事後調査は、あくまでも事業者が評価書の中に自分で書くものですね。その結果が出た後に、こういうものに関してはさらに評価が必要だというものを私たちが追加調査や再調査で審議するかどうか、あるいは、それを条例の中でどのように規定しておくかというところかと思えます。

○遠井委員 形式的な区別で余り意味がないかもしれないのですが、ちょっと気になるのは、事後調査の目的は何なのかということです。アセスメントのやり方自体が誤っていたかどうかを確認するためにやるのか、事業自体にどのような影響があるかということについて見誤ったかどうかを見るのかによって考え方が違うのではないかと思います。

もし前者であるならば、事後調査でできることは、あくまでも余白につながるものと考えて、以後は、維持管理に関するモニタリングに連ねることになると思いますし、そもそも事業自体が非常にリスクなものであるということであれば、アセスメントの方法自体についてかなり慎重に見る必要があると思います。あるいは、先ほどご指摘があったように、方法論自体が流動的であるということであれば、アセスメント自体について長期的に見る必要があるのであれば、事後調査の延長線上が相当長くなると考えられるのではないかなと思います。

ですから、どちらととらえるのかによって、形式的な話ですが、アセスメントの審議会がどこまで関与して、どういうふうに責任を持つのかということも変わってくるのではないかと思います。

○吉田委員 そういった意味では、事後調査の冒頭にある環境への影響の重大性についてというところである程度限定しているわけですが、このところをどう判断できるかですね。ここで予測できるのだったら、今、整理をされたお話のように、事後調査をやるというのは割とわかるのですが、滝野や山本などは、今、予測できるかどうかといたら、結構きついのではないかと感じます。

○佐藤会長 ただ、事後調査というのは、まだ1件しかないということでしたね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 条例が対象のものでは1件だけです。

現行のアセス制度のそもそもの考え方は、多分、こういうことであろうと思いますが、あくまでも事業に先立って予測評価を行うものであるということだと思います。基本的には、事業、工事着手する前に行われるものが現行のアセス制度です。ただし、今まで議論になっているように、予測の不確実性なものであるとか、変動するような要素があるものについては、なかなかきちっと予測し得ない部分があるので、それについては、例外的に、事業、工事着手した後にそれがどうなっているのか確認しましょうと。その結果に応じて、事前にどういう措置を講じたらいいのか決めかねているものにどういう措置を講じるのか決めるために、どういう状況になっているのかを調査するのが事後調査だと思います。

法を初めとするアセス制度の基本的な事後調査の位置づけ、つまり、事業を行うに先立って、どういう影響を与えるのか予測評価をして、その結果に応じて必要な保全措置を講じるということをあらかじめ考えておくという考えかただと思います。

○佐藤会長 ということで、現在のままで行くかどうかということですが、先ほど来、もっと大きな形で考えているという考え方もあると思うのですが、それでいくと、もうちょっと議論が必要かなという気もいたします。

それから、先ほど村尾副会長からご意見がありました、ここに書いてあることも、大きく見れば①から④のどこかに含まれてしまうということも考えられるような気がします。

ですから、一つの案としては、これまでどおり、①から④でいいのかということになると思います。

それから、先ほどから言われている、移植そのものがどうなのだという話は、例えば、戦略アセスの方で議論できる余地があるわけですね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 細かい技術的なものまで戦略アセスの中で具体的に決めるとか、ルールができるというものではないかなという気がします。後で説明しますが、幾つかの選択肢があったときに、どういう場所でやれば、それぞれと比較したときにどういう影響があるのかという、もうちょっと大きな部分かだと思います。

○佐藤会長 移植以外に何かないのかということ、そういうところで話すものではないということですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） はい。

○佐藤会長 では、今の条件について、なかなかうまくまとめられませんが、読み方によっては、現行のものにすべて含まれるのではないかとこの考え方でいってはどうか

という気がしてまいりましたが、いかがでしょうか。

○遠井委員 その他必要と認める場合とか、「等」を入れておいたら、仮にこれが当てはまるかどうか不明なときに柔軟に使えるのではないかと思います。

○佐藤会長 それでよろしければ、5番として、その他審議会が必要と……

○西川委員 確かに、1から4に全部含まれると思うのですが、事業者してみれば、一体いつまでやらせるのかという思いがあると思います。滝野のときもそういう印象を受けました。事業者に対する説明として、時間を要するからというのが一言あるのはいいのかなという気がいたします。そのあたりは、皆さんの判断でいいと思うのですが、時間を要するというのが、事業者にとってはかなり負担に思えることではあります。でも、こういう規定があるのでと言えるのであれば、その部分を残すのも一つの方法かと思います。

○西川委員 どうしても入れろと言っているわけではありません。

○吉田委員 今のその他のあたりで、このアセスメントができたときとか、私の若いときは、川を埋め立てたり、自然保護の大事なところに物をつくるとか、明らかに事後調査が必要だということがわかるような開発の時代があって、そのときは、これがよくわかると思うのです。しかし、今は、どちらかというところ、ごみの山の埋立地や、郊外の何回も切られているようなところとか、微妙なところですね。そういうところを対象にして、村尾副会長がおっしゃられた事後調査と追加調査という枠組みで、はまらない部分があるのではないかと思います。ですから、どの程度にするかというのは別ですが、何年かしたら、どこかで1回ぐらい確認して、確認する項目も、全部アセスメントしたような感じではなくても、これとこれはどうなっているのかということが、簡単でもいいから報告されるといいのではないかと思います。そうすると、事業者自体も気にしますね。それが大事ではないかと思いますが、費用が余りかからなくて、目を張ってもらうことができればいいのではないかというか、時代が変わったので、第3の道みたいなことで一回やってくださいという、事後調査なのか、追加調査なのか、もう一度報告していただきたいところがどこかに入ってくるというのではないかと考えています。

○遠井委員 そういったことなのですが、つまり、条例に書き込んで規則としてつくるのがいいのか、それとも、お互いの合意の中で、つまり、事業者が実際に報告書をつくる中で、それを市長意見として入れておいて、相互の合意でそれをすることを確認させることができるのであれば、そちらの方が使いやすいのか、どっちなのかという気がするのですが、そういったことは可能なのでしょうか。意見の中で書き込んで、今おっしゃったような確認を、この案件についてはという形ですね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それは可能だと思います。事後調査についての市長意見なり審議会関与という手続を設ける、一つのコミュニケーションを深めて、お互いに合意をした上で、事後調査なのか、お願いなのか、そこはなかなか難しいですが、内容にもよるのかもしれませんが、意見を言うことは可能ではないかと思いますが。

○村尾副会長 また混乱してしまったのですが、事後調査については、準備書段階で私た

ちは目を通すわけですね。ですから、事後調査の内容については、今の中でも審議をしているし、市長に対して意見を述べられるわけですよ。問題は追加調査です。事後調査が出た後に、何か問題があったときにどうなのかというところであって、事後調査については現行で私たちが関与しているものであるわけですね。

○遠井委員 調査の関与の中で、この案件については、例えば、一定の期間、5年なり何なりをとった後で、追加で必ず確認をして報告せよということを入れられるのか。その場合に、審議会が関与できるかどうかということまで言えるのですか。

○村尾副会長 市長意見に採用されるかどうかは別にして、答申としては書けるとは思います。

それから、先ほど戦略アセスのお話がありましたけれども、戦略アセスになると、ちょっと気楽なところがありまして、移植はだめですと書いてもいいかもしれません。この辺は、私も想像がつかないのですが、戦略アセスになると、最終的に総合的な判断が入ってまいりますので、社会的条件、あるいはほかの条件を含めて、最終的な事業の判断がなされるというのが戦略アセスですから、よくわかりませんが、環境側として非常にきっちりとした意見を今より述べられるかもしれません。

○佐藤会長 先ほどの確認という件ですが、あれは、事後調査の後にさらにまた再調査や確認というのは今までなかったことだと思います。ただ、事後調査をやりながら、これからの議論ですが、我々審議会が関与できるようになりますと、いろいろ要望を出したりということが出来るわけです。ですから、その後さらに進めて、何をやらせようということとは可能だと思いますが、それに至る前に、例えば、前回、山本公園のときに、私が車の騒音のことを事後調査というきちんとした条例手続でなくてもいいので、きちんと公表してくださいよと言ったところ、そうしますとなったので、そういうふうにおさまればいいわけです。それでだめだったら、今度はいよいよ再調査をやってほしいということになります。そういうものを条例の中に別途組み込むかどうかという問題ですね。

それで、話がそれてしまいましたが、事後調査の条件を決めておくべきだと思うのですが、4項目出ている中に、プラス、どうしようかということですが、一つは、時間的な表現を加えておいた方がいいだろうという西川委員の発言がありました。もう一つは、その他すべてのことではありますが、どうでしょうか。5番目に時間を要するところを入れて、6番目にその他審議会あるいは市長が必要と認める場合というような表現にした方がいいのか、今のところはそういう意見になっているような気がいたします。あるいは、4だけでよろしいという意見もありました。

○半澤委員 私は、4まででいいのかなという気がいたします。

結果的に、予測がつかないとか、結果が出るまでに時間を要するというのは、ある意味で、効果の不確実性等とか、選定項目に係る予測の不確実性という中に含めて考えておけば、物が出てきたときに、そういう指摘をするなり要請をするということで足りるのかなと私自身は考えます。

○佐藤会長 その他に関してはどうですか。

○半澤委員 その他も、切りがないような気がします、ある意味で、今現在、想定外のものがあり得るとすれば、その他の中で担保しておくという事はありかと思えます。余りはっきりしない意見ですが、その他はあってもいいかと思えます。

○遠井委員 事業者を縛るものではないのですが、例えば、条例に関して、行政の方々が内部の資料として、この条文の具体的な指針はこういうものですよというコメント的な資料をお持ちになっていらっしゃいますね。そういうところに、具体的に判明に時間を要するということを入れておいて、少なくとも解釈指針としてはこういうものを使っているという説明はできるのではないかと思います。これは、あくまでも行政の内部解釈指針なので、相手を縛るものではないですが、一定の基準にはなり得るかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） そういうことは十分可能だと思います。

○佐藤会長 それでは、まとめさせていただきますが、1、2、3、4に加えて、5番のその他として、審議会及び市長が必要と判断する場合というような表現を入れるということと……

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 一言だけよろしいですか。

その他の部分ですが、事後調査自体は、事業者に対してはそれなりの負担にもなりますし、基本的には強制でやってもらうようなものではなく、事業者がみずから判断してやっていただくものだと思います。

そういう点で、その他の運用の考え方として、何でもかんでもということではないとは思いますが、一定の限界があるべきだと思います。具体的にどういうものかは今言えないですけれども、もし、その他を入れるとすれば、基本的にはそういう考え方であるということが必要なのかなと感じました。

○遠井委員 その場合、それを担保するもう一つの方法としては、事後調査というものはどういうものであるかということに関する解釈指針のようなものを別途つくっておいて、それを参照しながらその他を解釈していく、つまり、その他に限界をつけるのではなくて、先ほどから出たような考え方を整理しておく方法もあるのではないかと思います。

○宮木委員 事後調査というと、いつまでということになりますね。そういうものも含めて……

○遠井委員 ではなくて、事後調査というのは、そもそもどういう目的で、どういう制度なのか。先ほどから、いろいろ出ている……

○宮木委員 そういう日常的なモニタリングは、自然環境を保全していくということなので、ずっと必要なわけですね。大きな事業が行われた後は必ず必要だということは、基本的に大事な事だと思います。

○佐藤会長 事後報告書の中に、先ほどのような項目を一つ加えるに当たって、事後報告とはどういうものなのかということをごきちんと言わさるるようにつくっておいた方が

いいということですね。

○遠井委員 恐らく、宮木委員がおっしゃったことは、継続的な維持管理の中でモニタリングをすべきだということのを何かで担保しなければいけないと思うのですが、それは、事後調査の範囲外であるということであれば、ここで命じられるという話ではなく、別の形の規制なり、事業の規模要件などで、維持管理をどこかでやるということのを担保できればいいと思います。できるかどうかはわかりませんが、事後調査でどこまでも引っ張るとなると、逆に事業者側が慎重になったり警戒したりすることになると思いますので、事後調査に関しての一定の枠をつける上では、事後調査の目的はあくまでアセスメントの担保であるということのを解釈指針としてつくっておくべきだと思います。ただし、維持管理において、継続的モニタリングが必要になる場合については、意見の中で、これとは切り離してやっていくべきだというふうに助言をするという方法もあるのではないかと思います。

○吉田委員 今の内容のような言葉を枠の中に入れるのか、それとも外に書くか、前か後ろかわかりませんが、そういうものを入れたらどうでしょうか。

○佐藤会長 それは、どちらでもいいわけですね。それがはっきりわかるように表現していただくということですね。

では、そういうことを加えて、まとめたような形でここは終わりたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤会長 それでは次に、資料2-2の最後のページですが、この図に書いてあるように、これまでのやり方と、今後こうしようという図が描いてあります。要点は、事後調査に関して、今までは審議会が聞くだけでしたね。説明をただ聞いているというだけの話だったのですが、ここで意見をきちんと言えるような形に修正してあるということなんです。

右側の図の点線のところが新たに追加するところで、実線はこれまでのところということで、住民意見が出てくるわけですが、これを事業者へ送付というところで終わっています。今度は、それに対する事業者の見解書が出て、市長意見というところがありますけれども、その際に審議会がここにかかわってくるということですね。こういうふうにしてはいかがかということなんです。

事業者見解書が書かれています、この枠組みでどうなのかという判断をしたいということなんです。結局、我々は滝野しかないですが、毎回、話を聞いているだけで、何か言いたいという気持ちがいっぱいあるわけですが、こうすると言えるということになると思います。

余り反対はないと思いますが、これでいかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤会長 それでは、これで了承されたということにいたします。

それから、戦略アセスの説明の前に、先ほど幾つか出ていたことについて議論しておいた方がいいことがあります。

一つは、事後調査の審議のときに、事業者に出席してもらうようにするかということですが、これはいかがでしょうか。

今の制度だと、求めても、いやですと言われればそれで終わりですね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長）　そうですね。今の場合は、強制で出席してもらうことはできません。任意で出席していただくということです。それは、準備書の段階で、方法書については、審議会の関与は義務ではなくて、その際にも大体は出席して説明していただいていたという実態です。そこに出席されていないと、確かに聞きたいことにすぐにお答えできないということも現実にはあったという気もしますし、逆に、事業者にとって、この場に出てコミュニケーションとはいっても、いろいろなやりとりをする中では、約制的なことまでということになるのも、ちょっとぐあいが悪いところがあると思います。

○佐藤会長　出席されないで議論したりすると、時間もかかる一方ですね。これを、出席するようにと変えるのは、簡単にここで決めればいいだけですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長）　先ほどお話ししましたように、条例の第3条第2項を読み上げてみます。

事業者は、その責任と負担においてという書き出しで、この条例の規定による事前配慮及び環境影響評価その他の手続を誠実に実施し、事業の実施による環境の負荷をできるだけ回避し、又は低減するよう努めなければならない、これだけなのです。

一部の委員には見ていただいたと思うのですが、先ほど言いました行政の手引書というか、逐条解説書を発行しておりまして、今回の条例改正に基づいて全面的に直す部分は直す、説明も最新のものに変えるという作業が必要になってくると思いますが、この中で、もし入れるとすれば、解説の中に、事業者は審議会の規則に基づいて、出席なり資料の提供を求められたときは、誠実に可能な限り対応するというように、条例本文自体を変えなくても、解説で、可能な限り求めに応じてくださいと書くことは可能かと思いますが、強制はできません。強制ということになれば、条例本文の中に、市の求めに応じてか、審議会の求めに応じて履行すること、という書き方は可能だと思います。ただ、市アセス条例の全体の中での目的や思想の中に、規制的な表現を組み込めるのかどうか、そこだけにそういう言葉が入ってしまうことによって、全体の流れで、条例自体の構成の中に異質なものが入ることにならないか、法令解釈上の問題等も出てくると思います。

今の段階では、市にも法制担当の部署がありますので、そういうつくりが可能なのかどうかということも含めて相談したいと思います。逐条解説書などで、事業者が努力してくださいというような書き方をすることは可能かと思いますが、ここの責務については、規則でさらに具体的なことという規定がない箇所です。ほかのところは、大体、規則で、具体的に結構強いことを言っている部分もありますが、この条例で、市と事業者と市民の責務というものについては、ある程度、概念的な形でしか書かれていませんので、ここに一つだけ入るとするのは非常に違和感がある規定かと思います。

○遠井委員　もともと、審議会の関与については法律上は規定がなく、条例が先行して

いたところでもあります。なおかつ、審議会に出席を強制できるかということ、アセスメントは事業者自体が実施するという趣旨から言うと、そもそも難しいのかなという気がします。

例えば、今おっしゃったように、第3条に誠実に責務を果たす云々という条文があるわけですから、事業者に審議会の通知をするに当たって、この条文に言及しつつ、努力を求めるといふ形にすれば、少なくとも、事業者も、許認可官庁から、誠実に遵守ということに言及しつつの要請であれば、通常は非常に拒みにくいのではないかと思います。つまり、運用レベルで対応できるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○事務局（木田環境管理担当部長） ここ4年ほどは、事業者が同席して説明していただいているのですが、それより前は、事業者については、オブザーバー参加で、発言していませんでした。しかし、やはり、細かいニュアンスが伝わらないとか、いろいろありまして、4年ほど前から、事業者から直接説明を求めるように切りかえて今に至っています。

ほかの都市でも、たくさんの件数をこなしているところは、事業者の立会を求めているところが多いと思います。事業者の同席を、強制力をもって求めているところがあるかどうか私も知りませんが、ほとんどは行政側だけで進めている、あるいは、一部同席を求めているところが大半だと思います。

札幌市は、先ほどから話をしているとおり、専門的なことや細かいこともありますので、最近では事業者の同席を求めてやってきました。ここ4年ぐらいで事業者が同席を拒否したのは、たしか1回ぐらいだったと記憶しておりますので、ほとんど同席して好意的に説明に応じていただいているというのが現状でございます。

○佐藤会長 では、あえてそういうことを書かなくても大丈夫だろうということでもいいのかどうかということですね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 現状の条例の中でも求めることができるようになっていくことが確認できました。あとは、念のために、義務づけということが法的にどうなのかということは調べさせていただきたいと思います。他都市でもどう書かれているのか、調べられる範囲で調べて、その情報も次回提供させていただきたいと思います。

○佐藤会長 お願いいたします。

もう一つ審議すべき問題は、確認や再調査ということです。

確認というのは、先ほどお話ししましたとおり、いつの時点での確認なのかということとか、ずっと先のところまで確認するのかということです。再調査をするということは、確認してから再調査なのですね。確認して、何か問題があるから再調査が必要だということです。ですから、確認あるいは再調査を新たに条例の中に組み込むべきなのかどうか、組み込めるのかどうかということですが、いかがでしょうか。私としても、実際にはそういうことをやりたいという気持ちは常にあります。確認で済むものであれば、それでも結構だということもあります。

この辺はいかがでしょうか。

○遠井委員 現行の第42条にプラスアルファしてということですね。

第42条は、職権調査であるということと、つまり、事業者自身がやるわけではないということと、なおかつ、環境保全上の見地に限定されているところの枠を広げて、なおかつ事業者自身に調査させるという意味で、第42条とはまた別の条項ということですね。

○佐藤委員 これまで、そういうニュアンスの話だったと思います。

○西川委員 事後調査の内容を決める中で、一定期間を置いた後にもう一度調査してくださいと言えるということだったので、その中で、簡易な形で、確認だけでもやってくださいと、事後調査の中に含める形で確認はできないのでしょうか。

○佐藤委員 あらかじめ決める事後調査もありますし、事後調査の結果について我々が口を挟めることになりますので、それに関してはあり得るのではないかと考えております。

それから、それ以前の問題で、事後調査まで至らない場合も、我々の審議会に乗っている案件ですから、そこで確認をお願いしますとこちらから言って、了承すれば、それぞれで済むことですね。それで済むのであれば、新たにそういうことを書き込む必要がないのではないかと思いますけれども、ほかの方はいかがですか。

○村尾副会長 このところは二つありまして、一つは、事業の環境への影響にとって、不可欠な調査はやってもらえるような形にしておきたいということが一つです。

それから、もう一つは、内容をきちっと述べておいて、何でもかんでも要求されるということがないような形にもしておきたいということで、こういう場合というのをきちっと決めて、もう一つは再調査あるいは追加調査があり得るという書き方をどこかで事業者伝えておくことが必要だと考えております。

○吉田委員 多分、法律と条例との関係の中でどこに入れるかが決まるのではないかと思います。

もし、法律的な事後調査の必要性をここしか入れられないとなったら、先ほどの2-2の資料の枠の中で、環境への影響の重大性というところしか書いていないわけですから、重大ではないという意味ではないけれども、もう一つぐらい加えて、環境の変化についてどこかの段階で確認しましょうという趣旨のことを入れるとうことだと思います。法律の枠と条例は対応しているので、入れる位置は、それを見ながら決めた方がいいのではないかと思います。

○遠井委員 法律ではなく、これは条例のアセスなので、条例の本文に書き込むのか、先ほどから出ている解釈指針の中に明記しておくのかということではないかという気がするのです。

もう一度確認しますが、先ほど、事後調査の中で、場合によっては、再度確認をし、再調査を求めることを書き込めるかということ、書き込めるだろうというお話でした。仮に、条例にそういうものがないではないか、そういうことを書けないのではないかと問われることはないのでしょうか。つまり、現行では、あくまでも第42条の実態調査の条文しかないわけで、常にそれを使わなければいけないわけではないのですが、書いていないと

ころを運用だけで再調査なり確認なりということを書いていいのかどうかというあたりはどうかでしょうか。これは、あくまでも求めるなので、強制力はないからいいのだということも言えるかもしれませんが、このあたりはどうかでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 私が先ほど言ったのは、条例や規則なりに根拠がなくても、市長、審議会が関与して、事業者へ事後調査報告の意見を言ったり、やりとりをする中で、事後調査の枠組みではない部分で、審議会として意見や要望をすることは可能ではないかと考えて、そういうお話をしました。それに根拠がなければ、審議会なり市長意見として言えないのかどうかということは、今すぐには難しいです。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 先ほど、第42条の実態調査に入る者は市の職員だというご説明をしましたが、この職員というのは、本市の職員であり、常勤、非常勤を問わない、環境影響評価審議会の委員は地方自治法の規定による非常勤という扱いになっていますので、本条に規定する職員として実態調査が可能であるというふうに解説には書かれています。

ということで、我々環境局の職員以外に、委員の先生たちも実態調査に入ることが可能という解釈にはなっています。これは、札幌市の法制の方で妥当なものかどうかのチェックは受けているはずですので、一応、皆様方は地方自治法の非常勤職員ということになっているそうです。

○遠井委員 再度確認ですが、第42条で実態調査に入る場合は、環境保全上の観点から、予想と違った場合と限定されるので、方法論に関する流動性があつた場合はどうかとか、そういったことは入らないのではないかという話もあつたと思います。第42条の解釈をし直して、それも含めて、なおかつ専門家が直接現地調査をすることを求めることもできると解釈できるのかどうか。

それから、確認というのは、事業者がしなくても、むしろ委員の先生方が直接行けると言った方が効果的でいいということなのか、そのあたりはどうなのでしょう。職員は税金でやることになるわけですから、もともとの事業者の自主的な調査というものとは少し変わってくるわけです。その辺はどうなのでしょう。

○佐藤会長 どうなのでしょう。理解しかねます。

○早矢仕委員 第42条の実態調査というところで行くと、市の職員とか審議委員でもいいのですが、実態調査をする前提として、これは最初の記載と全然違うではないかと認める過程があるわけですね。その認める過程が確認だとおっしゃっているのです。そうすると、その確認自体を市の職員や審議会委員がするという前提なのですか。今お話しされている確認と実態調査の区別の段階と、実態調査はこういう人たちがするというのは今のご説明でわかったのですが、私は前回出ていないのでよくわかっていなくて申しわけないのですけれども、最初にここに出てきている確認というのは、事業者に確認してもらうような話になっていたと思いますが、そういう前提でいいのでしょうか。確認は、事業者が行って、やっぱり違っていましたという数値が出てきて、そうしたら、我々なりが、ああ

そうかと見に行くということなのか。別の主体がやっていくことになるのでしょうか。

○佐藤会長 確かに、そこはまだあいまいでしたね。審議会の席でこういうことを確認してくださいというふうに言った場合には、向こうが確認しますね。その後、ある程度時間がたったときに、仮に事後調査をやっている、やっていないにかかわらず、どこかで確認するという作業があるとすれば、途中でこちらから求めるとか、こちらからあらかじめ、このころにやってくださいよとお願いしておくか、どちらかしかないと思います。そこは、ちょっとあいまいだったと思います。

○遠井委員 そうすると、今の第42条があるということは、事後的に何らかの変化があった場合は、何か調査し直しますということを行っているわけで、今、早矢仕委員がおっしゃったように、では、それをどうやって知り得るかということは、当然、前提としているわけですね。そうすると、第42条の解釈として、何らかの形で、予測したものと違うかどうかの確認はできるのだというふうに読み込むことはできないのでしょうか。確認をどういう形でやるかというところまでは条例に書かれておりませんが、工事着工後の変化に基づいて手続があるわけですから、その変化は、漠然と知り得るものではなくて、何らかの確認をした上で知ると思います。

そうなると、こじつけかもしれませんが、第42条があること自体が確認を求められると解釈できないでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） どう解釈すべきかというのは難しいですが、ここで言っている、どういう状況になっているのかを記載されているところと異なっていると認めるのはどう認めるのかというところは確かに書かれていませんが、内部の資料の中では、例えば、市民から通報があったときなども一つ例がありました。

○西川委員 私もよくわかっていないのですが、事後調査と確認は違うものなのですか。私は、事後調査の大きな枠の中に確認というものがあって、その結果に基づいて実態調査が行われるのだらうと解釈していたのですが、それは違っているのでしょうか。

○佐藤会長 吉田委員の趣旨としては違えますね。

○吉田委員 事後調査の頭書きに、環境への影響の重大性と限定しているので、これがひっかかる場所です。

○西川委員 ちょっと確認をしてくださいというのは、重大なものの中に入らないのではないということですか。

○吉田委員 私も何が起きるかよくわからないで話をしているのですが、例えば、先ほどもお話ししたように、運河や河川を埋め立てるとか、そういうものは将来に対して明らかに重大な瑕疵が起きるだらうと予測されるので、事後調査の必要性ということはわかると思うのです。ただ、最近、身近な緑の問題で、3年後とか5年後にどうなっているかというところを、こちらがチェックするというよりも、事業者が少し気をつけてほしいという意味で確認してもらいたいというのをどこかに入れたらいいのではないかと思います。それを審議会と事業者または市民との間でキャッチボールができるような期間があると、

先ほどの移植の話も含めて配慮していただけるのではないかとということで、確認という言葉を使っていますが、それがどこに入るかというのは、私もよくわからないところです。運営の部分に入るのか、条例や規則に入るのか、趣旨書に入るのか、ただし書きに入るのか、その辺がわかりませんが、そういうものを入れたらいいのではないかとという提案です。

○佐藤会長 必ずしも事後調査とは別にですね。

それが好ましいと思うことは皆さんも同じだと思います。それをどう組み込んでいくかということは、私にはわかりません。できれば、そういうことを組み込んでいけるような形にしたいということは皆さんが同じ考えだと思います。その辺を検討していただくことは可能ですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 確認をするということになれば、多分、実態としては、事後調査までは行かないかもしれませんが、それに近いような調査なりをすることが出てくると思います。そのときに、これまでの議論の中では、基本的に、事後調査は、④までの基準で判断しましょうということですから、それとは全く別個の話での確認なのだと思います。

実態として事後調査に近いような調査なり報告なりを組み込むのが本当にいいのかどうかというのが、判断が難しいところです。そもそも、確認のための確認ということのアセス制度の中で求めるべきなのかどうかということも、そもそも事後調査の判断基準について議論をしていただいております。必要性の判断をしていただいたところは、そもそもそういうところから来ているので、確認のための確認というのが、そこまで義務づけるのはどうなのかということです。あるいは、事業者とのやりとりの中で、そういったことを要望していくということはあると思っています。

○佐藤会長 その段階で、相手が全く相手にしなくてということもあり得るわけですね。そういう場合に、さらに事後調査が必要ですねという議論に戻るとということもあり得るといことになるかもしれません。

○事務局（木田環境管理担当部長） 基本的な事項のおさらいですが、環境アセスメント自体が、事業者の理解と同意に基づいて、事業に伴う環境影響を最小限にしようとする作業です。したがって、アセスメントの結果に基づいて事業を実施して失敗したときに、その責任を事業者にかぶせられるかどうかという話になると、そういうつくりになっているわけではないです。また、失敗したことを修復すべきとか、そういう話も、環境アセス上、必ずしも表現されているわけではありません。事後調査とか、それに基づく再調査をするということについても、先ほどから言っているとおり、理解と同意に基づいて行うものですから、事業者本来の義務ではないので、社会貢献的な性格を帯びていると思うのです。

ですから、その辺のところを理解していただいた上で議論していただきたいと思います。表現はよくないですが、アセスの結果としてでき上がったことが仮に失敗したとしても、それを事業者の責任に帰すということは、法体系上、できないかと感じております。

○村尾副会長 前回の意見でも述べさせていただいたのですが、事後調査報告に対して、

審議会が関与するのは大変結構ですけれども、そのときに、私たちの立場を考えたときに、アセスメント制度というのは、先ほどから何回もご説明があるように、事業の前に、できるだけ環境への影響を低減しようとするものであって、私たちが審議会としてそれに関与して、評価書ができ上がっていて、それに基づいて事後調査がなされて、その報告を受けるわけです。そうすると、その時点で、私たちの立場は、恐らく、私たちも責任を負っている部分は確かにあると思います。

そのときに、やや感情論的ですが、私が申し上げたのは、事後調査に対して審議会が関与するときに、どちらかというところ、もしアセスメントがうまくいかない場合、事業が行われているのだから、うまくいっていないところをどう改善できるのかといったアドバイザー的な立場に変わっていくのだろうと思うのです。評価書までは、科学技術的なところから私たちは判断していくことになるのだけれども、それが終わった段階になると、今度は少し事業者寄りの立場に立って、うまくいかないところをどうにかしていこうということになるのではないかと考えております。

そんな形で、事後報告に対して、これはいかん、あれはいかんというだけでは私たちの責任を果たし切れな感じていて、前回、そういうことを申し上げて、吉田委員からもアドバイスのことが大事だというご意見をいただいたかと思えます。

○佐藤会長 新たに強く求めて何かをしてもらおうといった立場ではないということらしいですが、どうでしょうか。これ以上は、きょうは時間がそろそろなくなりましたけれども、これ以上議論を進めるようなことが必要かどうか、あるいは、最終的にはアドバイザー的な立場からいろいろ意見を言っていくという姿勢とともに、本来、いろいろな審議会の事後調査に至る前でも、こういうことを要望するといったことはいつでも言えるわけですね。できれば、そういうことをしてもらいたいという確認と要望をできると思えますので、そういうふうにおさめていくかのどちらかだと思います。

○半澤委員 私は、今、村尾副会長がおっしゃったことに全く同意いたします。事業者がそもそもやる事業を、住民や市民の合意を得てスムーズに進めていくことはこの環境アセスのねらいだと思いますので、それに我々も関与しているのですから、そこに協力をするというスタンスが必要なのだらうと思えます。極端にネガティブになる必要はないと思えますので、このぐらいでいいのではないかと思います。

○佐藤会長 では、そういうことがあれば、その都度、要望していくということと、我々の基本的な姿勢としては、村尾副会長がおっしゃったような形でということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤会長 時間になってしまったのですが、三つ目の議題です。

○事務局(大江環境共生推進担当課長) 12時になりましたので、資料3の説明は次回の冒頭でというようなことでよろしいですか。

○佐藤会長 では、審議事項の3番目を次回に回すことにしたいと思います。

では、以上で審議を終わりたいと思います。

事務局にお返しします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） ありがとうございます。

2時間余りにわたって熱心に議論をいただきまして、まことにありがとうございます。

今後のスケジュールについてご説明しますが、今回は、今の予定としては、9月下旬から10月上旬に継続の審議を考えております。その後、条例改正についての審議会からの中間報告案を、10月中には素案を提示できるような形で作業を進めたいと考えております。10月下旬から11月上旬には素案の審議をいただくことを考えております。次回については、配慮書の手続についての説明からということで進めさせていただきたいと思います。また、スケジュール的にはタイトではありますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、具体的な案件などの予定も、これまでもお話ししていましたが、恐らく11月中に、大規模建築物の方法書が2件と、市の一般廃棄物の最終処分場についての準備書の提出がございします。11月頃と聞いていますが、そういった事業の案件についての審査も予定されております。なるべく、あわせてやるとか、効率的なやり方でやらせていただきたいと思いますので、改めて、皆さんのスケジュールなどを確認させていただいて、日程を決めていきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

4. 閉 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、長時間にわたり、ありがとうございます。大変実のある議論をしていただいたと思ひて感謝してあります。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上